

## 八戸市農業委員会3月総会議事録

日時：令和5年3月10日（金）午後1時30分

場所：八戸市庁 別館2階会議室B・C

### 出席委員

農業委員 19名中17名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 出	3番 澤向 敏一 出	4番 三浦 豊 出
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 出	7番 内沢 豊 出	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 出	10番 赤坂 英夫 出	11番 狛守 文宏 出	12番 松橋 剛志 出
13番 中村 正記 出	14番 西野 茂雄 欠	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 出
17番 谷地 秀典 出	18番 (欠員)	19番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中21名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 出	3番 河原木 一実 出	4番 田名部 浩 出
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 出	7番 赤坂 力雄 出	8番 田中 忠二 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 橋 由正 出	14番 梅津 孝敏 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 高橋 政典 出
17番 大倉 喜八郎 欠	18番 金谷 由松 出	19番 坂 文雄 出	20番 上明戸 桂 出
21番 森 庄次郎 出	22番 森 光男 出		

### 職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、 事務局次長（農地GL）川名 雅之、 農政GL 山崎 真史、  
主幹 柏村 幸、主査 宮野 裕文、主査 若佐 秋奈、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。  
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、西野農業委員、大倉推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第 13 号、令和 4 年度第 12 号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、木村武美農業委員及び上村推進委員が当事者となっている事案がございます。

木村武美農業委員におかれましては、議事参与の制限に該当いたしますので、当該事案の審議の際、会長の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

上村推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

最近は気温も 10 度を超えるほど暖かくなってきて、農作業の方もぼちぼち始まっている方もいらっしゃるかと思います。しかし、やはり健康には気を付けて、私たちも今年 1 年間農作業を頑張っていかなければと思います。自分も今年も絶対ダイエットするぞという気持ちでいます。皆さん、私の 1 年後の姿を見ていてください。皆さんも健康には留意して、農作業頑張りましょう。それでは、今日も元気良く憲章の唱和をよろしくをお願いいたします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長

本日は大変お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。明日は3月11日、東日本大震災から12年、被災された方々にとってあっという間の12年、あるいは、まだ12年、それぞれの想いの12年だと思います。私たちは、震災や原発事故のことを忘れてはならない。私たちにできることは、そのことかなと思っております。先日、南海トラフ地震の番組が放送されていましたが、地震は予知することは難しいが地震は必ず発生する。発生した時の準備や対策を怠ってはいけない、ということだそうです。自分の身は自分で守らなければならない部分が出てくると思いますが、地域の高齢化や一人暮らしの方が多くなる中、声を掛け合いながら被害を最小限に止める努力をしていかなければならないものと思っております。どうぞ、今一度、自分の身近なところを考えてみてください。長くなってしまいましたが、今日は議案が多くあります。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、12番 松橋 剛志 委員、13番 中村 正記 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第7号、八戸市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

山崎GL

事務局の山崎から、議案第7号、八戸市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定について、御説明いたします。

はじめに、議案名に訂正がございました。事前に送付した次第、議案文、総会資料の議案名は、八戸市農業委員会個人情報の保護に関する法律等施行規程の制定についてと記載しておりますが、等がとれまして、八戸市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程の制定についてとなりますので、訂正をさせていただきます。

それでは規程の制定理由を御説明いたします。別冊でお配りした資料を御覧ください。現在、八戸市農業委員会が取り扱う個人情報の保護については、八戸市農業委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程により、市長が取り扱う個人情報の保護等に関する規則の例によることと規定されておりますが、この度、個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことから、令和5年3月八戸市議会において八戸市個人情報保護条例を廃止し、新たに八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて審議を行い、これが議決されましたら市長事務局個人情報の保護に関する法律施行細則が制定される運びとなっております。

これに合わせて、農業委員会においても、現行の八戸市農業委員会が取り扱う

個人情報の保護に関する規程を廃止し、市長事務局個人情報の保護に関する法律施行細則の例によるものとして、新たに規程を制定するものです。

制定する規程案につきましては、別冊資料の2ページのとおりで、八戸市個人情報の保護に関する法律施行条例及び市長事務局個人情報の保護に関する法律施行細則に合わせて、令和5年4月1日の施行を予定しておりますが、同条例については、現時点では市議会の議決を得て確定している内容ではございませんので、規程案の取扱いには御注意いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第8号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

山崎GL

事務局山崎より、議案第8号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について御説明いたします。本日別冊でお配りした資料を御覧ください。

当農業委員会では、平成 29 年 12 月に農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定しておりますが、現行の指針が本年度末で目標最終年を迎えることから、目標設定の見直しを行い、また、令和 5 年 4 月に予定されている農業委員会法の改正を踏まえて字句の修正等の変更を行うものになります。

変更案の内容について御説明いたします。

主な変更内容としましては、指針の第 2 の具体的な目標、推進方法及び評価方法に記載の遊休農地の解消目標、担い手への農地の利用集積目標、新規参入の促進目標に関する目標設定の見直しを行っており、見直しにあたっては、青森県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、八戸市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想及び令和 4 年度の最適化活動の目標の設定等を踏まえて目標を設定し、令和 12 年度を目標最終年としております。

資料の 1 ページを御覧ください。指針の第 2 の 1 の(1)遊休農地の解消目標については、現状を令和 4 年 3 月時点で捉え、3 年後の目標は委員の次期改選時期である令和 8 年 7 月、目標最終年は令和 13 年 3 月とし、単年度の目標面積は、令和 4 年度の最適化活動の目標の設定等に基づき 8.18ha、目標最終年はゼロという考え方で目標を設定しております。

資料の 2 ページを御覧ください。指針の第 2 の 2 の(1)担い手への農地利用集積目標については、現状、目標の時期は、先ほどと同様で、3 年後の目標については、八戸市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の政策目標を視野に入れ、担い手への農地利用集積率を 36.1%とし、目標最終年については、青森県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は 90%を目標として設定しております。

3 ページを御覧ください。指針の第 2 の 3 の(1)新規参入者の促進目標については、現状、目標の時期は先ほどと同様で、単年度の目標新規参入者数及び参入目標面積は、八戸市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想及び令和 4 年度の最適化活動の目標の設定等に基づき 8 経営体、4.4ha と設定しております。

その他に、令和 5 年 4 月に予定されている農業委員会法の改正を踏まえ、全国農業会議所から示されている参考例に倣って、字句の追加、修正等を行っており

ます。主な変更内容としては、先ほど御説明の各目標の達成状況に対する評価方法についての項目がそれぞれ追加され、また、市が定める地域計画の作成、見直しへの取り組みに関する項目が追加されております。資料の5ページ以降が改正前の指針となっておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

なお、現行からの変更ではありませんが、指針につきましては、委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うことと従来からはされておりますが、現行の指針については検証・見直しを行わないまま最終年を迎えることとなってしまい、大変申し訳なく思っております。次期改選の令和8年7月に向けては、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

最後になりますが、本日議決を賜りましたら議決をもって指針が変更されることとなり、変更後の指針については、法の規定に基づき遅滞なくホームページ等で公表することとしております。

以上で、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についての説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 4  
会長

次に、日程第 4、議案第 9 号、八戸市農地移動適正化あっせん基準の一部改正についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から御説明いたします。

A 4 版タテで右上に総会資料別冊と記載されている、議案第 9 号、八戸市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について、議案第 10 号、八戸市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正についての資料を御覧ください。

はじめに、八戸市農地移動適正化あっせん基準につきまして御説明いたします。八戸市農地移動適正化あっせん基準、以降あっせん基準とさせていただきますが、あっせん基準は、国が定める農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づき、農業委員会が農用地等の売買、貸借、交換等の権利移動のあっせんを行う際の基準を定めているものでございます。

今回の一部改正の理由は、農地利用集積円滑化事業の終了に伴う所要の改正、経営体育成支援事業の名称変更に伴う所要の改正及び押印を求める手続の見直しに伴う所要の改正をするとともに、字句の修正及び追加等による規定の整備をするためでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりまして御説明いたしますが、先ほど改正理由で述べました所要の改正に関する部分の 3 点に絞らせていただきます。字句の修正及び追加等による規定の整備に関する部分につきましては説明を割愛させていただきますので御了承願います。

資料の 2 ページを御覧ください。現行のあっせん基準では、2 の農用地等の権利を取得させるべき者として（2）において農地利用集積円滑化団体が掲げられておりますが、農地利用集積円滑化事業が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了し、経過措置により存続しておりましたが、その経過措置についても令和 4 年 12 月 31 日をもって終了したことから、その事業実施主体である農地利用集積円滑化団体に係る部分を削除しております。

資料の 4 ページを御覧ください。現行のあっせん基準の 5 の（2）に記載の経

営体育成支援計画及び6に記載の経営体育成支援事業でございますが、令和元年度より事業名称が変更され、それに伴い計画名称も変更されておまして、以降も名称変更が繰り返されておりますことから、等として集約させることとしたため削除しております。

資料の6ページを御覧ください。現行のあっせん基準の8の(8)に記載の署名押印という文言でございますが、あっせんが成立した場合において、その内容について相違ないことを確認するためのあっせん調書を作成する際、あっせん委員及び農用地等の権利移動の当事者の署名押印を求めておりましたが、八戸市が全庁的に行った押印を求める手続の見直しにより押印を廃止したため、記名と改めております。

最後となりますが、改正後のあっせん基準につきましては、総会で承認いただけましたら、その後、関係機関に対して意見照会を行い、青森県知事より認定を受けてからの適用となりますことを申し添えいたします。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 5  
会長

次に、日程第 5、議案第 10 号、八戸市農地移動適正化あっせん基準細則の一部改正についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

若佐谷主事

事務局の若佐谷から御説明いたします。

先ほどの議案第 9 号の説明の際に使用しました資料を今一度御覧ください。

はじめに、八戸市農地移動適正化あっせん基準細則とは、八戸市農地移動適正化あっせん基準を施行するための具体的な内容や必要な事項を定めているものでございます。

今回の一部改正の理由は、農林業センサスの最新の調査結果の更新に伴う所要の改正、八戸市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に伴う所要の改正及び押印を求める手続の見直しに伴う所要の改正をするとともに、字句の修正及び追加等による規定の整備をするためでございます。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表によりまして御説明いたしますが、先ほど改正理由で述べました所要の改正に関する部分の 3 点に絞らせていただきまして、字句の修正及び追加等による規定の整備に関する部分につきましては説明を割愛させていただきますので御了承願います。

資料の 16 ページを御覧ください。別表第 1 の基準面積でございますが、市内の経営耕地面積の合計を総農家数で除して算出した平均規模面積を下回らないように定めることとされております。現行の基準面積は 2015 年農林業センサスの調査結果を基に算出したものでございますが、改正後の基準面積の数値につきましては、2020 年農林業センサスの調査結果を基に算出した結果となっております。算出の根拠となる経営耕地面積の合計は 1,899 ヘクタール、総農家数は 2,218 戸、よって平均規模面積は 85.6 アールとなることから、これを下回らないように 86 アールと改めるものでございます。

資料の 17 ページを御覧ください。別表第 2 の経営規模拡大目標面積でございますが八戸市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において設定している内容と同じように定めることとされておりました、その基本構想が令

和4年4月に変更されたことから、整合性を図るために改めるものでございます。

資料18、19ページの様式2号及び21ページの様式6号でございますが、八戸市が全庁的に行った押印を求める手続の見直しにより押印を廃止したため、押印箇所の表示を削除しております。

最後となりますが、改正後の八戸市農地移動適正化あっせん基準細則につきましては、総会で承認いただけましたら、その後、関係機関に対して意見照会を行い、青森県知事より認定を受けてからの適用となりますことを申し添えいたします。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、議案第11号、別段面積の設定・公示の廃止についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局の若佐谷から御説明いたします。

総会資料の1ページ及びA4版タテの1枚もので右上に参考資料と記載されている関係法令等を抜粋した資料を御覧ください。

農地の権利の取得につきましては、参考資料の上段に記載しております農地法第3条第2項第5号の規定により、下限面積要件として、権利取得後における農地の耕作面積の合計が、都府県の場合は50アール以上なければ許可することができないとされておりますが、当該規定中のカッコ書きに記載のとおり、農業委員会が別段の面積を定め公示したときは、その面積以上であることが許可の要件となります。本市においては、平成21年12月15日付け八農委告示第1号での公示により、市内全域について別段面積を30アールと設定しており、以降、毎年総会において議案により変更の必要性について御審議いただいておりますが、引き続き、現在まで当該公示による設定内容が効力を有しております。

今般、参考資料の中段に記載しております農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されることにより、農地法第3条第2項第5号が削除されることとなりました。

この法改正、下限面積要件が廃止される理由は、農業者の減少・高齢化が加速する中であっては、認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進するためとのこととございます。

当該議案は、参考資料の下段に記載しております農林水産省経営局農地政策課経営専門官事務連絡の2により、改正法の施行に伴い別段面積の公示は効力が失われることから、別段面積を定め公示している農業委員会は、農地の権利取得予定者等の誤解を招かないよう、改正法の施行までの間に、当該公示を廃止するための手続を行うこととされているため、令和5年3月31日をもって平成21年12月15日付け八農委告示第1号による別段面積の設定・公示を廃止することについて承認を求めるものでございます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7

次に、日程第7、議案第12号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

木村委員

木村から報告いたします。去る2月27日、加藤農業委員と市庁本館地下会議室において、番号3番と4番を調査してまいりました。資料の3ページをお開き願います。

いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。番号3番と4番の案件は、受人が同一のため、一括して報告いたします。

3条3番、4番

調査には、いずれも両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、いずれも知人です。態様別は、いずれも売買です。申請理由は、受人は、いずれも規模拡大のため、渡人は、番号3番は離農のため、番号4番は労力不足のためです。申請地の貸付けは、いずれもありません。申請地における受人の作付計画は、いずれも水稻です。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令

和3年9月に田を規模拡大のため、同年10月に田を渡人の要望のため、令和4年1月と4月にいずれも田と畑を渡人の要望のため取得しております。通作距離は、番号3番は約2.3km、番号4番は約3.1km、いずれも耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は36年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等は、いずれもありません。世帯員は男1人、女1人で、うち農業専従者は男1人、兼業者は女1人です。農機具保有状況は、トラクター、軽トラック各3台、コンバイン2台、田植機1台を所有しております。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

森（光）委員

森から報告いたします。去る2月27日、狛守農業委員と市庁本館地下会議室において、番号5番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条5番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ねぎです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約15km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は8年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で、兼業者です。また、労働力として知人2人を年間延日数200日程度で臨時雇用することです。農機具保有状況は、トラクター2台を所有しており、ねぎ収穫機、ベストロボ、選別機各1台を知人から借用することです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第8

会長

次に、日程第8、議案第13号、令和4年度第12号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、木村武美委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、木村武美委員は退室をお願いいたします。

(木村(武)委員退室)

会長

それでは、木村武美委員が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から、議案第13号、令和4年度第12号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の5ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借10件、使用貸借10件の計20件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手11名、貸し手19名で、利

用権設定面積は、合計 87,132 m<sup>2</sup>でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、木村武美委員が関係する事案を説明いたします。

利用集積 4 番

番号 4 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 7,500 円でございます。

公告年月日は、令和 5 年 3 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

木村武美委員の入室をお願いいたします。

(木村(武)委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。

柏村主幹

引き続き、事務局の柏村から御説明いたします。

利用集積 1 番	番号 1 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、6 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。
利用集積 2 番	番号 2 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額 10,000 円でございます。
利用集積 3 番	番号 3 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 5 番	番号 5 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 6 番	番号 6 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 7 番、8 番	番号 7 番と番号 8 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。
利用集積 9 番、10 番	番号 9 番と番号 10 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 4,000 円でございます。
利用集積 11 番	番号 11 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間使用貸借するものでございます。
	番号 12 番から資料 8 ページの番号 20 番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。
利用集積 12 番、 13 番	番号 12 番と資料 7 ページの番号 13 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号 12 番は大豆、番号 13 番は水稻を作付けするために、5 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号 12 番は年間総額 8,400 円、番号 13 番は 10 a 当たり年間 4,000 円でございます。
利用集積 14 番、 15 番	番号 14 番と番号 15 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、4 年間賃貸借するもので、賃

借料につきましては、番号 14 番は 10a 当たり年間 5,000 円、番号 15 番は 10a 当たり年間 2,500 円でございます。

利用集積 16 番～

20 番

番号 16 番から資料 8 ページの番号 20 番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。

公告年月日は、令和 5 年 3 月 16 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第 9

会長

次に、日程第 9、議案第 14 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

狛守委員

狛守から報告します。去る 2 月 27 日、加藤委員と市庁本館地下会議室において、番号 1 番を調査してまいりました。資料の 9 ページをお開き願います。

転用事業者の住所、氏名、職業、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載の

とおりです。

4条1番

調査には、本人が出席しました。転用目的は、農家住宅1棟及び乾燥小屋1棟建築です。実施計画は、令和5年4月1日から令和5年7月30日まで。資金調達計画は、自己資金と借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の駐車場とする部分と住宅の周囲を砂利敷きします。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸市立南郷公民館緑分館から北側約1.4kmに位置し、畑に囲まれ、農道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は地中に岩石が多く、土壌が硬いことから、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 10  
会長

次に、日程第 10、議案第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

加藤委員

加藤から報告します。去る 2 月 27 日、狛守委員と市庁本館地下会議室において、番号 5 番を調査してまいりました。資料の 11 ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5 条 5 番

調査には、受人は夫婦 2 人の共有ですが、夫は妻に委任したため妻 1 人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。転用目的は、住宅 1 棟建築です。実施計画は、令和 5 年 5 月 1 日から令和 5 年 11 月 30 日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地全体を盛土し、駐車場とする部分と住宅の周囲を砂利敷きします。排水については合併浄化槽と浸透枳を設置し、処理します。立地条件は、八戸市営東霊園の南側近接に位置し、畑、雑種地、墓地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第 3 種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございません

か。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 11

次に、日程第 11、議案第 16 号、令和 5 年度農作業標準賃金の決定についてを

会長

議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

若佐主査

それでは、事務局若佐から御説明いたします。

別冊となっております、議案第 16 号、令和 5 年度農作業標準賃金の決定についての資料を御覧願います。

令和 5 年度農作業標準賃金につきましては、2 月総会の協議案件において概要を御説明いたしまして、委員の皆様から 2 月 24 日まで意見を募集していましたが、意見はありませんでしたので、事務局の案を提出しております。2 月総会でも説明しておりますが、標準賃金につきましては、農作業に係るパート雇用や農業機械を伴う受託や委託の料金の参考として毎年定めておりますが、あくまで参考として定めるものですので、実際に作業を依頼する場合は、圃場の条件や作業範囲、消耗品の取扱いなどの諸条件について、事前に当事者間で十分に協議して決定して下さるようお願いしているものです。また、青森県最低賃金を参考に算定している旨の文言に一部修正しました。

それでは、標準賃金の案について御説明いたします。

資料 1 ページの表は、左側から順番に、作業名、標準単位、標準賃金や料金を記載しております。

1. 農作業労働賃金は、農作業を依頼した際の一人 8 時間当たりの賃金を記載しているものです。この労働賃金のうち、米印 1 と表記しているところですが、

青森県の最低賃金が1時間当たり853円となっておりますので、1日8時間労働とし、最低賃金を上回る額として6,900円としております。米印2と表記しております果樹剪定作業につきましては、一般作業の1.5倍となるよう、資料一番下の計算式のとおり計算し、10,300円としております。なお、これらの米印は、公開する際には記載しないことを申し添えます。

2. 農作業受委託料金は、農作業に係る機械代、運転手代、燃料代などを含めた農作業の受託や委託の料金を記載しております。この受委託料金は据え置きし、前年度と同額としております。

2ページ以降の資料について、2月総会時にいただいた御意見を踏まえまして6、7ページには三戸、田子、南部の3町の令和5年の内容を追記しておりますが、それ以外は前回と同じものを添付しております。2ページは、過去10年間の青森県最低賃金の推移、及び軽油とレギュラーガソリンの店頭現金価格の推移となっております。資料3ページは、当市の過去10年間の農作業標準賃金の推移となっております。資料4ページ、5ページは、青森市や弘前市など、県内の主な市とおいらせ町の比較表となっております。資料6ページ、7ページは、三戸郡各町村の比較表となっております。資料8ページは、東北6県庁所在地の令和4年度の農作業標準賃金比較表となっておりますので、参考としていただければと思います。

以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 12

次に、日程第 12、報告第 11 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出に

会長

ついては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

柏村主幹

事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、相続等届出の 2 月分でございます。資料の 13 ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等 13 番～23 番

今回の届出は、資料 13 ページの番号 13 番から資料 16 ページの番号 23 番までの計 11 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料 15 ページの番号 18 番が有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 13、

次に、日程第 13、報告第 12 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地

日程第 14  
会長  
転用届出について、及び日程第 14、報告第 13 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の  
規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりま  
すので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事  
事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条及び 5  
条農地転用届出の 2 月分でございます。

はじめに、4 条届出につきまして御報告いたします。資料の 17 ページをお開  
き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりで  
ございます。

4 条 3 番  
番号 3 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。

続きまして、5 条届出につきまして御報告いたします。資料の 19 ページをお  
開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載  
のとおりでございます。

5 条 7 番、8 番  
番号 7 番、番号 8 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長  
ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長  
御質疑なしと認めます。

日程第 15  
会長  
次に、日程第 15、報告第 14 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につ  
いてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

柏村主幹 事務局の柏村から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 2 月分でございます。資料の 21 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 4 番 番号 4 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和 5 年 3 月 16 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長 御質疑なしと認めます。

日程第 16 次に、日程第 16、報告第 15 号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長 それでは、事務局から報告をお願いいたします。

宮野主査 事務局の宮野から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の 2 月分でございます。資料の 23 ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

農地改良 1 番 番号 1 番、着工年月日は令和 5 年 2 月 10 日で、使用する土の採取場所は売市一丁目から売市四丁目地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和 5 年 2 月 1 日でございます。

以上、報告を終わります。

会長 ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時30分)